

第2次埼玉県無電柱化推進計画

令和4年7月

埼玉県

目 次

1. はじめに	-----	1
1. 1 背景と目的	-----	1
1. 2 計画の位置付け	-----	2
2. 無電柱化の現状	-----	4
2. 1 国の無電柱化の動向	-----	4
2. 2 埼玉県が無電柱化の現状	-----	5
3. 計画の期間と目標	-----	6
3. 1 計画の期間	-----	6
3. 2 目標	-----	6
4. 基本的な方針	-----	7
5. 3つの視点の考え方	-----	8
5. 1 防災性の向上	-----	8
5. 2 安全・円滑な交通確保	-----	8
5. 3 景観形成及び観光振興	-----	9
6. 無電柱化を進めるための4つの戦略	-----	10
6. 1 事業連携による効率的な無電柱化	-----	10
6. 2 新設電柱を増やさない	-----	12
6. 3 低コスト手法の積極的な活用	-----	13
6. 4 事業の更なるスピードアップ	-----	14
7. 整備の進め方	-----	16
7. 1 「3つの視点」における主な対象道路	-----	16
7. 2 道路の形態別整備の考え方	-----	18
7. 3 無電柱化の整備手法	-----	20
8. その他	-----	22
8. 1 広報・啓発活動	-----	22
8. 2 メンテナンス及び維持管理	-----	23
8. 3 無電柱化情報の共有・技術的支援	-----	23

1. はじめに

1. 1 背景と目的

道路上の電線や電柱は、地震や風水害などの災害時に倒壊することで緊急車両等の通行の支障となり、また、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなるなど、様々な課題がある。

昨今の大規模災害では、電柱倒壊による道路閉塞により、避難や救急活動に支障が生じたため、無電柱化による防災機能の強化が必要であることが改めて認識されている。

また、安全・円滑な交通の確保はもちろんのこと、景観形成の観点からも、無電柱化を推進する必要性が高まっている。

こうした中、平成28年（2016年）12月に「無電柱化の推進に関する法律」（以下、「無電柱化法」という。）が施行された。国、地方公共団体、関係事業者、国民の責務等が明確化され、それぞれの適切な役割分担のもと、無電柱化を推進していくこととなった。

無電柱化法第8条では、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である「都道府県無電柱化推進計画」の策定を都道府県の努力義務としている。

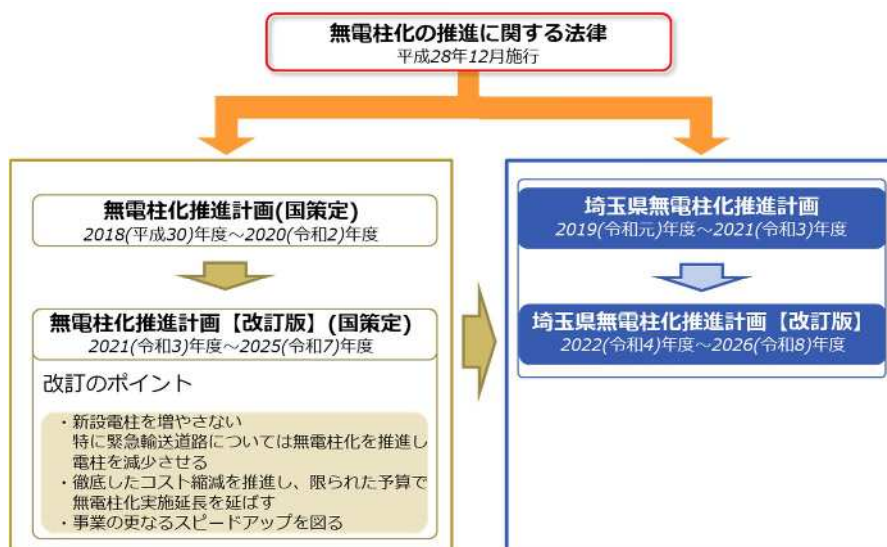
本県では、平成31年（2019年）3月に国の無電柱化推進計画を基本とした「埼玉県無電柱化推進計画」を策定し、県管理道路における無電柱化を推進してきた。

本計画は、日本一暮らしやすい埼玉を目指し『脱・電柱社会』の実現に向け、前計画での成果や課題を踏まえつつ、無電柱化をより一層推進する新たな戦略に取り組み、無電柱化の推進に関する施策の計画的かつ迅速な推進を図るため定めるものである。

1. 2 計画の位置付け

① 計画の位置付け

本計画は、国の無電柱化推進計画を踏まえ、県における無電柱化の推進に関する今後の取組を示すものである。



②埼玉版SDGsの推進

平成27年（2015年）の国連サミットにおいて、誰一人取り残すことのない持続可能な世界を令和12年（2030年）までに実現するための国際目標である「SDGs」の基本理念やゴールが、全加盟国（193か国）の全会一致で採択された。

本県では、誰一人取り残さない「日本一暮らしやすい埼玉」の実現を目指し、行政だけでなく県民、企業など民間主体も巻き込んだ埼玉版SDGsの推進を展開している。本計画においてもSDGsの基本理念やゴールをリンクさせていくこととし、関連する主な目標は以下のとおりである。



本計画関係



2. 無電柱化の現状

2.1 国の無電柱化の動向

無電柱化は、昭和61(1986)年度から以下の計画や法律に基づき、整備が進められてきた。

昭和 61(1986)年度	電線類地中化計画策定(～平成 10(1998)年度)
平成 7(1995)年度	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、電線共同溝方式による整備を開始
平成 11(1999)年度	新電線類地中化計画策定(～平成 15(2003)年度)
平成 16(2004)年度	無電柱化推進計画策定(～平成 20(2008)年度)
平成 21(2009)年度	無電柱化に係るガイドラインを策定(～平成 29(2017)年度)
平成 28(2016)年 4 月	全国の国道の緊急輸送道路において電柱の新設を禁止
平成 28(2016)年 12 月	無電柱化の推進に関する法律を施行
平成 29(2017)年 3 月	道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き(案) - ver1.-を策定
平成 30(2018)年 4 月	無電柱化推進計画を策定(～令和 2(2020)年度)
平成 30(2018)年 12 月	「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」において、重要インフラ緊急点検に伴い無電柱化を実施(～令和 2(2020)年度)
平成 31(2019)年 3 月	道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き(案) - ver2.-を策定
平成 31(2019)年 4 月	道路法改正に伴い、道路事業や市街地開発事業等の実施時に、技術上困難と認められる場所以外は電柱の設置を禁止
令和 2(2020)年 12 月	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、市街地等の緊急輸送道路における無電柱化対策が重点対策に指定
令和 3(2021)年 5 月	無電柱化推進計画(改訂版) [※] を策定(～令和 7(2025)年度)

※無電柱化推進計画（改訂版）

平成30年(2018年)に策定した前計画での成果や課題を踏まえ、「脱・電柱社会」を目指し、①新設電柱を増やさない②徹底したコスト削減の推進③事業の更なるスピードアップの推進に向けた施策等を定めた。



全国の無電柱化整備延長（国土交通省HPより）

2. 2 埼玉県無電柱化の現状

無電柱化は、昭和61年(1986年)の国の電線類地中化計画を皮切りに全国で整備が進められてきており、埼玉県では、昭和61年(1986年)に「埼玉県電線類地中化協議会」を創設し、電線管理者や地域の協力を得ながら無電柱化を進めてきた。

また、平成31年(2019年)3月に策定した「埼玉県無電柱化推進計画」において、計画的かつ迅速な無電柱化の推進を図るため、今後の基本的な方針と推進するための施策等を定めた。

本県が管理する道路では、無電柱化実施計画に基づき、令和2年度(2020年度)末までに約57.5kmの無電柱化の整備を行ってきた。

しかしながらこれは、県管理道路延長約2,800kmに対し1.0%の電線類地中化道路延長[※]に留まっており、県内には無電柱化を必要とする道路が未だ数多く存在している。

※電線類地中化道路延長 = 電線類地中化延長（道路両側延長） / 2

3. 計画の期間と目標

3.1 計画の期間

本計画の目標期間は、国の無電柱化推進計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）を踏まえ、令和8（2026）年度までとする。

3.2 目標

本計画における無電柱化の整備目標は以下のとおりとする。

県管理道路における無電柱化の整備延長

令和2（2020）年度末 57.5km → 令和8（2026）年度末 65.7km以上

参考

埼玉県5か年計画

計画期間：令和4（2022）年度～令和8（2026）年度

整備目標：令和2（2020）年度末 57.5km → 令和8（2026）年度末 65.7km

4. 基本的な方針

本計画は、県管理道路を対象とする。

無電柱化をより一層進めるため、県では、「3つの視点」に加え「4つの戦略」に取り組むことで無電柱化を加速する。

【3つの視点】

- ① 防災性の向上
- ② 安全・円滑な交通確保
- ③ 景観形成及び観光振興

【無電柱化を進めるための4つの戦略】

- ① 事業連携による効率的な無電柱化
- ② 新設電柱を増やさない
- ③ 低コスト手法の積極的な活用
- ④ 事業の更なるスピードアップ



埼玉県内事例（無電柱化整備前後）：県道 根岸本町線／川口市

5. 3つの視点の考え方

「4. 基本的な方針」における「3つの視点」の考え方については、以下のとおりである。

5. 1 「防災性の向上」の視点

阪神淡路大震災や東日本大震災、熊本地震においては、数多くの電柱が倒壊した。また、近年の大型台風では、電柱倒壊や断線等により、道路の閉塞が生じ避難や救急活動への支障、停電や通信障害が生じた。

さらに、首都直下地震が今後30年以内に約70%の確率で発生することが予測されているほか、気候変動により、非常に強い台風の発生頻度が増加すると予測されており、災害時における道路の通行確保の観点から無電柱化を推進する必要がある。



阪神淡路大震災における電柱倒壊
(国土交通省HPより)



令和元年(2019年)台風15号による
電柱倒壊
(国土交通省HPより)

5. 2 「安全・円滑な交通確保」の視点

車両が電柱に衝突する事故は重大なものとなることが多いほか、主に市街地において、電柱を避けるために車両が蛇行し、又はすれ違いが困難となる箇所が存在している。

また、幅員の狭い歩道や路側帯にある電柱は歩行空間を狭め、歩行者の安全・快適な歩行を阻害しており、バリアフリーの観点からも支障が生じている。今後、高齢化が進展することを踏まえると、安全で円滑な交通確保の観点から、歩道の狭い道路でも無電柱化を推進する必要がある。



電柱が通行の支障となっている状況
(国土交通省HPより)

5.3 「景観形成及び観光振興」の視点

クモの巣のように張り巡らされた電線により、風光明媚な自然景観や歴史的街並みの良好な景観が阻害されている。また、地域の伝統的な祭りにおいては、電柱・電線を避けるために山車の縮小や巡行ルートの変更を余儀なくされるなど、観光振興を図る上でも支障となっている。

本県の観光・レジャーなどを楽しむ人の数は、平成26年(2014年)以降増加傾向であり、平成30年度(2018年度)は平成26年度(2014年度)に比べて約1,700万人増えている。このように観光客数の増加に加え、街歩きのニーズの増加等も踏まえると、景観形成及び観光振興の観点から、無電柱化を推進する必要がある。



伝統的建造物群にそぐわない電柱
(国土交通省HPより)



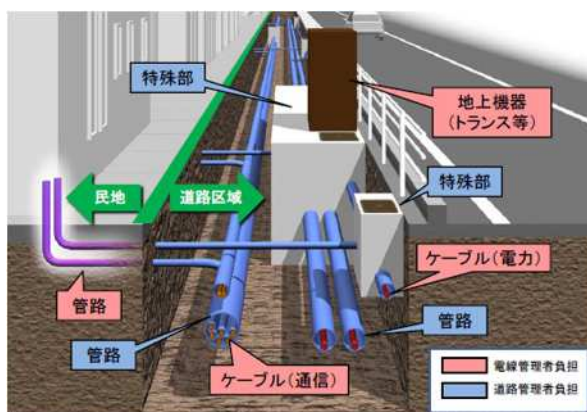
無電柱化を実施した川越一番街
(平成4年度完成)

6. 無電柱化を進めるための4つの戦略

無電柱化の手法の一つである電線共同溝方式では、一般的に施設延長1 km当たり5.3億円^{*}の費用が必要といわれており、コストが高いことが無電柱化推進の大きな課題となっている。

また、対象区間や工事時期、事務手続きなどについての電線管理者等との調整に期間を要することなどの課題も存在する

これらの課題を解決し、無電柱化をさらに加速するため「4. 基本的な方針」の「無電柱化を進めるための4つの戦略」に基づき以下の取り組みを実施する。



電線共同溝のイメージ
(国土交通省HPより)



平成26年度国土交通省調べ

※電線共同溝の整備に係る費用負担
(東京都無電柱化計画より)

6. 1 事業連携による効率的な無電柱化

① 地中占用物更新計画と合わせた無電柱化

ガスや上下水道の更新時など地中埋設物の工事に併せて無電柱化を行うことが効率的であることから、計画段階から道路管理者が主催する道路占用調整会議等を活用し、同時施工の可能性について調整を行う。

② 土地区画整理や市街地再開発などの面整備と合わせた無電柱化

土地区画整理事業や市街地再開発事業等で県管理道路を整備する施行者には、同時に無電柱化を実施することを原則とする。

また、山間部等長期停電や通信障害防止を目的とする区間、占用者が一者で電線共同溝方式が困難な区間では、電線管理者が主体的に無電柱化を実施することを求める。

③ バイパス・拡幅整備に合わせた無電柱化の推進

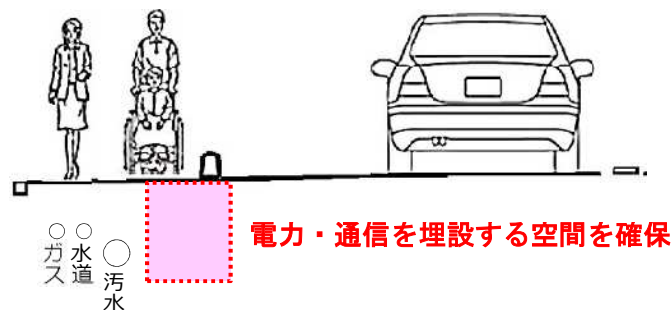
バイパス整備や拡幅整備に際し、無電柱化を一体的に整備することで、現道で行う無電柱化よりコストを抑えることができる。

このため、バイパス整備や拡幅整備を行う際には、無電柱化を同時に実施することを原則とする。

また、整備延長が短い場合などは、効率的な整備の進め方について電線管理者と調整する。

④ 電線類の埋設空間の確保

無電柱化を同時に実施することができない場合は、将来効率的に無電柱化を実施できるように予め電線類の設置が想定される範囲において、水道やガスなどの占用物を埋設させずに電線類の埋設空間を確保する。



埋設空間確保のイメージ

⑤ 既存ストックを活用した効率的な無電柱化

電線管理者が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックを積極的に活用し、効率的に無電柱化を実施する。

6. 2 新設電柱を増やさない

①緊急輸送道路などを区域指定し、新設電柱の占用禁止

県では平成29年(2017年)4月から、道路法第37条第1項の規定による県管理の緊急輸送道路への新たな電柱の占用を禁止している。

また、平成30年(2018年)9月の改定により、道路法第37条に基づく占用制限の対象に「幅員が狭い歩道について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認められる場合」が追加されたことを受け、区域指定が必要な道路を選定し、新設電柱の占用を禁止する。

②道路事業が実施される際に、電柱は原則、新設禁止・既設撤去

無電柱化法第12条では、関係事業者に対し、道路事業や市街地開発事業等の実施の際に新たに整備する道路上において電柱・電線の新設を抑制するとともに、可能な場合には既設の電柱等の撤去を合わせて行うことを定めている。

無電柱化法第12条を確実に運用するため、道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、技術上困難と認められる場所以外は道路における新たな電柱設置を禁止し、令和元年(2019年)9月に国が発出した「道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き」に従い、事業と合わせて既設電柱が撤去できる場合には、既設電柱を撤去する。

③電線管理者における無電柱化事業の道路占用料免除

県では、県管理道路において実施している無電柱化の推進の観点から道路の地下に設けた新たな電線類に対する占用料の減免措置を実施している。

※単独地中化方式：免除、電線共同溝方式：減免

6. 3 低コスト手法の積極的な活用




多様な整備手法を活用したコスト縮減

道路管理者は関係者と連携し、計画、設計、工事等の各段階において以下の取組を進め、コスト縮減を図る。

地中化により無電柱化を実施する場合は、収容する電線類の量や地域における需要変動の見込み、道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法を積極的に活用する。

また、地中化以外の手法である軒下配線や裏配線、既存ストック活用方式など多様な手法を総合的に検討する。

県は、国が定めた「低コスト手法の手引き(平成31年(2019年)3月策定)」や「電線共同溝整備マニュアル(令和元年(2019年)9月策定)」、及び今後新たに国が定める低コスト手法を導入しコスト縮減に努める。

	管路の浅層埋設 (実用化済)	小型ボックス活用埋設 (実用化済)	直接埋設 (国交省等において実証実験を実施)	角型多条電線管【FEP管】 (実用化済)
整備手法	現行より浅い位置に埋設  浅層埋設の事例	小型化したボックス内にケーブルを埋設  小型ボックスの事例	ケーブルを地中に直接埋設  直接埋設の事例(京都)	安価で弾性がある角型多条電線管を地下に埋設  FEP管のイメージ
取組状況	<ul style="list-style-type: none"> 浅層埋設基準を緩和(平成28年4月施行) 	<ul style="list-style-type: none"> モデル施工(平成28年度～) 電力ケーブルと通信ケーブルの離隔距離基準を改定(平成28年9月施行) 	<ul style="list-style-type: none"> 直接埋設方式導入に向けた課題のとりまとめ(平成27年12月) 直接埋設用ケーブル調査、舗装への影響調査(平成28年度) 実証実験を実施(平成29～30年度) 	
・「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き -Ver.2-」を作成し、自治体へ配布(平成31年3月発出)				
・各整備局の電線共同溝技術マニュアル改正				

低コスト手法の種類(国土交通省HPより)



地上機器のコンパクト化イメージ
(国土交通省HPより)

柱状トランス
(国土交通省HPより)

6. 4 事業の更なるスピードアップ

無電柱化は、既に上下水道、ガスなどが埋設されている地中空間に新たに電線類を埋設するため、設計段階から電線管理者のほか、多くの占有者等との調整が必要になることに加え、支障となる埋設物を段階的に移設する必要がある。

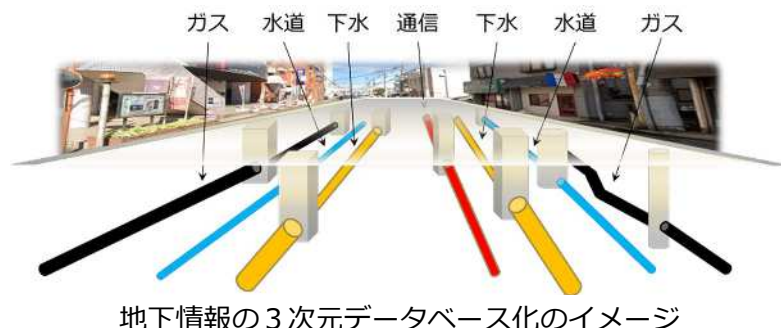
このため、400mの道路を無電柱化する標準期間として平均7年を要する長期事業となることから、以下の取り組みによりスピードアップを図る。

①防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による推進

令和2年（2020年）において国が定めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、緊急輸送道路の無電柱化事業を推進する。

②地中の3Dデータを活用した事業のスピードアップ

無電柱化を進めるうえで、上下水道やガス等の地下埋設物の位置情報が有効なことから、地下情報の3次元データベース化の推進に向けて取り組む。



③関係事業者との協議会を活用した連携強化

1) 推進体制

道路管理者、交通管理者及び電線管理者等からなる「埼玉県無電柱化協議会」を活用し、無電柱化の対象区間や、無電柱化の推進に係る調整を行う。

無電柱化の対象区間については、まちづくりの観点から、接続する市町村道の整備状況や計画を踏まえて十分な調整を行うものとする。

また、コスト縮減や事業のスピードアップについても取り組むとともに、無電柱化のより一層の推進を目指し、先進事例の共有など会議の活性化を図る。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、事業手法の選択、工事時期の調整、地上機器の設置場所、引込設備の集約化等に関し地元の合意形成を円滑にするとともに、連携の強化をはかるため、地元関係者や道路管理者、交通管理者、市町村、電線管理者、占用者等による地元協議会等を開催する。

2) 地域の合意形成の円滑化

低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等について、地域の合意形成の円滑化を図るため、支援体制の強化、事業手法の見直し、地元協議会の設置等について検討し、事業のスピードアップにつなげる。

また、歩道が狭い道路で無電柱化を行う場合や、景観形成の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、学校や公園などの公共施設や民有地などの道路外の敷地を活用した整備が考えられる。

これらの敷地を活用するにあたっては、整備費用、維持管理、手続き等を検討した上で、地元市町村と連携し施設管理者との所定の手続きを行い、無電柱化を進める。

7. 整備の進め方

7. 1 「3つの視点」における主な対象道路

「5. 3つの視点の考え方」における主な対象道路については、以下のとおりである。

① 「防災性の向上」

- ・ 緊急輸送道路

※特に優先整備する緊急輸送道路

- ・ 東京湾北部地震（M7.3）において震度6弱以上が予測される地域
- ・ 災害拠点病院や防災基地、自衛隊基地等の防災拠点施設へのアクセス道路

② 「安全・円滑な交通確保」

- ・ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく特定道路
- ・ 市町村が定めるバリアフリー基本構想に位置付けられた生活関連経路
- ・ 駅周辺や人口集中地区などの高齢者や障害者等の歩行者の多い道路

③ 「景観形成及び観光振興」

- ・ 日本遺産周辺
- ・ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）に位置付けられた地域
- ・ ジオパーク
- ・ 市町村におけるまちづくり等の計画に無電柱化が位置付けられた道路

7. 2 道路の形態別整備の考え方

① 現道における無電柱化

未整備の都市計画道路や拡幅計画がある道路においては、電線類を先行して地中化すると拡幅整備の際に支障となり、その移設に多額の費用が発生することとなる。このため、すでに計画幅員で完成している道路において、無電柱化を実施する。

ただし、拡幅整備の支障とならない場合や移設費用が発生しない場合においては、無電柱化を行うことができるものとする。

② 狭隘な道路※における無電柱化

電線類を地中化する際には、地上機器を歩道に設置する必要があり、歩行者の円滑な通行を阻害することとなる。このため、歩道幅員が2.5m以上の道路で無電柱化を実施することを基本とし、これに満たない場合には歩道整備の実施を検討する必要がある。

ただし、沿道の土地利用状況等から、早期の歩道整備が困難な道路で、市町村におけるまちづくり等の計画により無電柱化の必要が認められる場合には、地上機器の設置場所を市町村が地元の協力を得て確保した公園などの公共施設や、民有地などの道路外の敷地が活用できる場合、または、柱状型機器を利用できる場合に限り、無電柱化を実施することを検討する。

※定義：歩道幅員2.5m未満の道路



民有地を活用した地上機器の設置
(国土交通省HPより)



柱状機器の設置
(国土交通省HPより)

③ バイパス・拡幅整備における無電柱化

再掲

バイパス整備や拡幅整備に際し、無電柱化を一体的に整備することで、現道で行う無電柱化事業よりコストを抑えることができる。

このため、バイパス整備や拡幅整備を行う際には、無電柱化を同時に実施することを原則とする。

また、整備延長が短い場合などは、効率的な整備の進め方について電線管理者と調整する。

④道路管理者以外が行う事業に伴う無電柱化 再掲

土地区画整理事業や市街地再開発事業等で県管理道路を整備する施行者は、同時に無電柱化を実施することを原則とする。

また、山間部等長期停電や通信障害防止を目的とする区間、占有者が一者で電線共同溝方式が困難な区間では、電線管理者が主体的に無電柱化を実施することを求める。



令和元年(2019年)台風15号による山間部における電柱倒壊
(国土交通省HPより)

7. 3 無電柱化の整備手法

施工性やコスト比較を十分に行い、対象道路の実情に応じた手法を活用し、無電柱化を推進する。

なお、整備手法の検討にあたっては、電線管理者及び必要に応じて地元住民と協議を行い、無電柱化法に明記された国、地方公共団体及び関係事業者の適切な役割分担のもと、適切な費用負担により無電柱化を進める。

また、今後国が具体化を図る無電柱化の目的に応じた関係者間の費用負担のあり方に従い、各者間の費用負担を決定する。

①地中化方式

➤ 電線共同溝方式

「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」〔平成7年(1995年)3月23日法律第39号〕に基づき、道路管理者が2以上の者の電線を収容するための地下に設ける施設である電線共同溝を整備し、電線管理者が電線及び地上機器等を整備する方式。

電線共同溝を占有する電線管理者が一定の額を負担し、その残りを道路管理者が負担する。

➤ 要請者負担方式

区画整理事業、再開発事業、開発等において、民間事業者等が実施する方式であり、原則として整備費用の全額を要請者である民間事業者等が負担する。

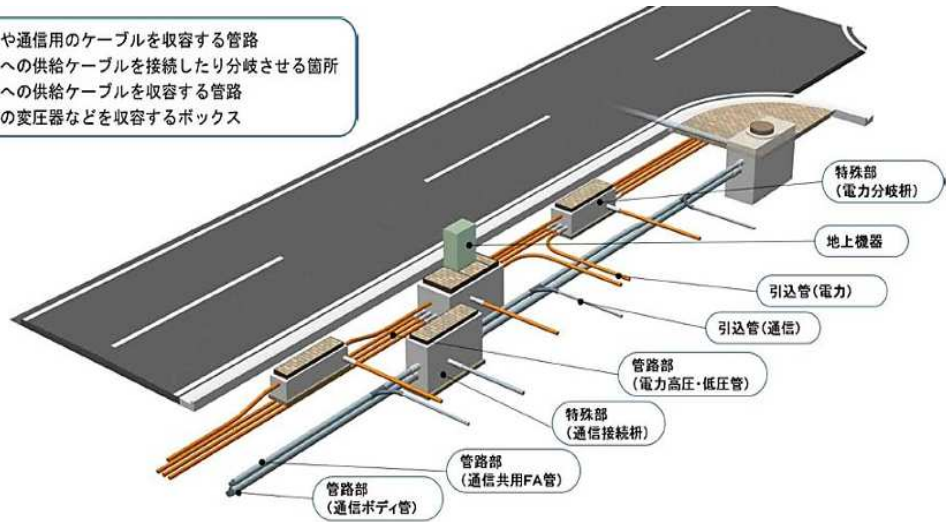
➤ 単独地中化方式

電線管理者が自らの費用で地中化を行い、電線管理者が道路占用物として管理する方式。

➤ 既存ストック活用方式

電線管理者等が所有する既に地下埋設されている電力設備、通信設備を電線共同溝の一部として活用する方式。既存設備を活用して電線共同溝を構築するため、移設補償費の縮小や既存埋設物の工期の短縮が可能。

- 管路部 : 電力や通信用のケーブルを収容する管路
- 特殊部 : 宅地への供給ケーブルを接続したり分岐させる箇所
- 引込管 : 宅地への供給ケーブルを収容する管路
- 地上機器 : 電力の変圧器などを収容するボックス



電線共同溝イメージ (東京都無電柱化計画より)

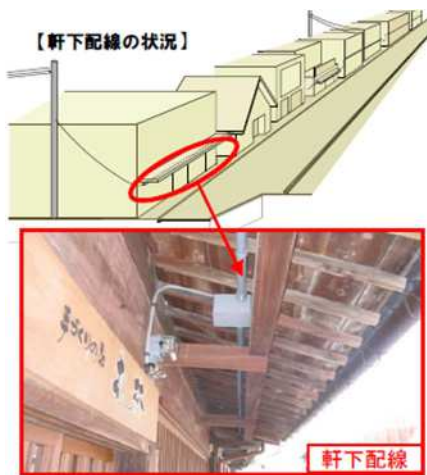
②地中化方式以外

➤ 軒下配線方式

建物の軒等を活用して電線類の配線を行う方式。整備費用については、移設補償の場合道路管理者が負担する。

➤ 裏配線方式

表通りの無電柱化を行うため、裏通り等へ電柱や電線等に移設する方式。整備費用については、移設補償の場合道路管理者が負担する。



軒下配線イメージ
(国土交通省HPより)



裏配線イメージ
(国土交通省HPより)

8. その他

8. 1 広報・啓発活動

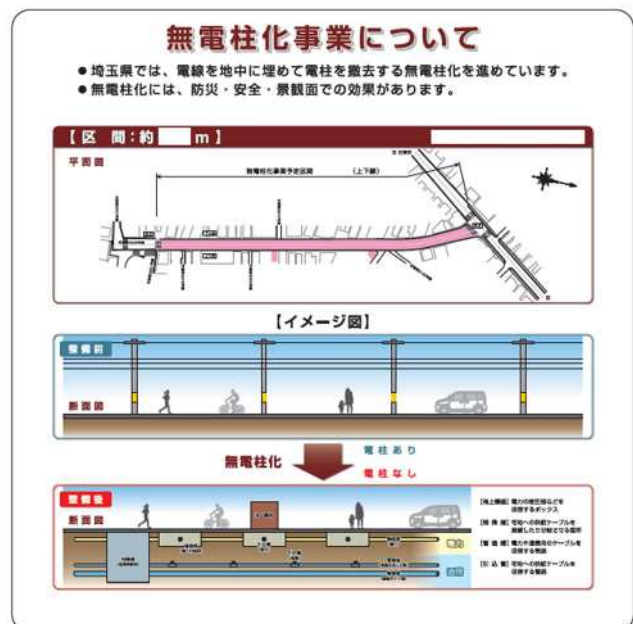
無電柱化にかかるコストは税金を財源とする事業としてだけでなく、電気事業者や通信事業者の費用負担を含めた協力により賄われるものであることから、無電柱化の推進に当たり、無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深めることが重要である。

県では「県民の日（11月14日）」に実施する県庁オープンデーや、「道の日（8月10日）」に実施するイベントや、「無電柱化の日（11月10日）」を活用した啓発活動を行い、無電柱化の意義や効果を広くPRしていく。

また、無電柱化事業を円滑に進めるためには、地域住民の協力が重要であることから、事業実施にあたっては、地域住民に対して丁寧に事業内容を説明するとともにチラシ配布や工事看板の設置を行うなど、事業内容を広く周知し、理解と協力が得られるよう努める。



道の日イベントにおける無電柱化PR



工事看板イメージ

8. 2 メンテナンス及び維持管理

近年の激甚化する災害を踏まえ、災害に強い施設、設備のあり方について検討を進めるとともに、当初の地中化施設が整備後約30年以上経過していることから、施設の健全性を維持していくことが必要である。

県は、今後国が作成する電線共同溝のメンテナンスのマニュアルに従い、適切な維持管理を行う。

8. 3 無電柱化情報の共有・技術的支援

国や県内市町村をはじめ、「無電柱化を推進する市区町村長の会」とも連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、県の取組について国や他の地方公共団体との共有を図る。

また、県全体の無電柱化の推進を図るため、市町村の無電柱化実施路線について、「埼玉県無電柱化協議会」を活用し電線管理者と調整及び合意形成を行う。

無電柱化は事務手続きが多岐にわたるとともに、工事も特殊性が高いことから、県は「埼玉県無電柱化の手引き（案）」（令和3年3月）により、市町村を支援する。